

政令第 号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（政策立案参事官）

第二条 個人情報保護委員会の事務局に、政策立案参事官一人を置く。

2 政策立案参事官は、命を受けて、個人情報保護委員会の事務局の所掌事務に関する合理的な根拠に基づ

く政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

個人情報保護委員会の所掌事務の的確な遂行を図るため、事務局に政策立案参事官一人を置く必要があるからである。